

代表者以外の相続人 (現所有者)	氏名	続柄	住所	相続分
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/
			<input type="checkbox"/> 代表者と同じ・ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ	/

※この届出は相続を確定するものではありません。また、土地・家屋の登記情報を変更するものではありません。

※この届出は相続登記が完了するまでの間、現所有者として納税義務者を確定するものです。

※この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。

※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

※納付において未納がありますと、相続人代表者の方に督促状等が届く場合があります。

※遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しを必ずご提出ください。

※相続権を放棄した場合には、該当者の相続放棄申述受理通知書の写しを必ずご提出ください。

(該当する人のみ) 添付書類	次の該当する書類がある場合は、その写しを添付して下さい。
	<ol style="list-style-type: none"> ① 遺言等による相続人のわかる書類 例：公正証書遺言・自筆証書遺言（検認済証明書付き）・遺言書情報証明書など ② 遺産分割協議書（全員分の印鑑登録証明書を含む） ③ 遺産分割証明書（全員分の遺産分割証明書及び印鑑登録証明書を含む） ④ 相続放棄申述受理通知書（家庭裁判所で手続済の場合）

①について、法定相続人以外の方が代表になられる場合には必ず必要となります。

②③について、法定相続持分が変わる場合にはご提出ください。

④について、相続放棄されている方、もしくは今から相続放棄をされる方は必ず写しを提出してください。